

# 業 務 仕 様 書

## 1 業務名

HPVワクチンに関するお知らせ封入封緘等業務

## 2 業務概要

本業務は、本市が提供する対象者データに基づいた宛名を印刷し、封入封緘したものを、梱包し局出し等の業務を行うものである。

## 3 業務履行期間

契約締結日から令和6年6月24日まで

## 4 予定作業数量

HPV ワクチンに関するお知らせ：約 106,300 通

内訳：A 中学1年生用：約 7,600 通

B 高校1年生用：約 7,500 通

C キャッチアップ接種対象者用：約 91,200 通

## 5 本市から支給するもの

以下(1)～(3)について支給する。

(1) および (2) の一部については、令和6年6月3日頃までに札幌市保健所（札幌市中央区大通西19丁目）にて引き渡しを行う。業務の履行後は返却すること。

(2) の一部、(3) について、令和6年6月3日頃までに各印刷業者から受託者指定場所（市内1か所）へ引き渡す。引き渡しの方法及び日時等の詳細は各業者と協議の上で調整すること。

これ以外に必要な物品等は受託者で用意すること。

### (1)対象者データ

CSV形式でCDもしくはDVDに記録。対象者データは札幌市外字（札幌MJ明朝）を含んでいる。フォントファイルを併せて提供するので、宛名として読み取れる状態にして印刷する。対象者の内訳は以下の通りである。

A 中学1年生に相当する女性 約7,600人

（平成23年4月2日～平成24年4月1日生まれ）

B 高校1年生に相当する女性 約7,500人

（平成20年4月2日生まれ～平成21年4月1日生まれ）

C キャッチアップ接種対象者 約91,200人

（平成9年4月2日～平成20年4月1日生まれの女性）

### (2)封筒 約106,300部

ABC共通

自動封緘機用、洋長三号、クラフト紙85g/m<sup>2</sup>、アラビア糊付、窓無し

### (3)印刷物

#### ①HPVワクチンのお知らせ

A判35kg A4サイズ巻き三つ折り状態で納品

A 中学1年生用印刷物（約7,800部）

B 高校1年生用印刷物（約7,700部）

C キャッチアップ接種対象者用印刷物（約91,500部）

#### ②厚生労働省リーフレット

A 中学1年生用印刷物（約7,800部）

A判35kg A3サイズ2つ折り後巻き三つ折り状態で納品

B 高校1年生用印刷物（約7,700部）

A判35kg A4サイズ巻き三つ折り状態で納品

C キャッチアップ接種対象者用印刷物（約91,500部）

A判35kg A4サイズ巻き三つ折り状態で納品

#### ③予診票 感圧紙N40 2枚一組天のり加工 A4サイズ巻き三つ折り状態で納品 ABC共通

## 6 業務内容

業務仕様書に記載された要件を履行し得る設備及び体制を具備し、各業務を実施すること。なお、納品日が業務履行期間内となるものが本業務の対象となる。

### (1)本番前の設定

受託者において、印字プログラムの作成や印刷機への設定などを行い、印刷可能な状態としておくこと。

印刷機の設定にあたり、事後処理のための番号等の付与が必要となる場合には、受託者の側においてそれらの作業を行うこと（原則として本市では受託者の仕様に合わせた連番付与は行わないので注意すること）。

出力後の封筒は最低限、以下の確認を必ず行うものとする。

- ・段ずれ、位置ずれ、にじみ、印字不良等が起きていないか
- ・印字出来ていない文字等がないか
- ・データ数と出力数が合っているか
- ・用紙の破損や汚損がないか
- ・カスタマーバーコードの読み取りができるか

なお、試印紙や印損紙等については、裁断又は焼却を行うこと。

### (1)宛名情報の記載

本市で用意する対象者データに基づき、宛先情報（郵便番号、住所、宛名）及び日本郵便のバーコード割を適用させるために必要な仕様を満たしたカスタマーバーコードを発送用封筒に記載する。

カスタマーバーコードは受託者が用意すること。

なお、発送用封筒への記載にあたっては、印字、宛名ラベルの貼付等方法は問わない。

## (2) 封入封緘業務

(1)の封筒に、対象者Aには印刷物A、対象者Bには印刷物B、対象者Cには印刷物Cを、それぞれ各1部ずつ封入し、封緘する。

## (3) 配送数の報告及び利用者区分の分類

郵便区内特別料金を適用させるために、以下の利用者区分（郵便番号）ごとに仕分けし梱包する。梱包する箱は受託者が用意する。

区分ごとに50通ずつを一束（端数については、それを一束とする。）として輪ゴムで止める等した上で、ダンボール等に梱包して納品する。梱包する箱は受託者が用意する。

各ダンボール等には、梱包した封筒の郵便番号、通数及び一通あたりのグラム数について紙を貼る等により、開封しなくてもわかるようにすること。

### 《利用者区分》

001-****	002-****	003-****	004-****	005-****
006-****	007-****	060-****	061-22**	061-23**
062-****	063-****	064-****	065-****	

※ 061のみ-22\*\*と-23\*\*で分けること

## (4) 郵便局への配送

(3)のとおり、分類した郵便物を以下の郵便局等に持ち込む。持ち込み日は令和6年6月24日とする。持込にあたっての郵便局への連絡は受託者が行い、運搬車は受託者が用意すること。配送に際しては、本市が用意する発送伝票が必要となるため、持ち込み日の1週間前までに本市に報告し、発送伝票を受領すること。各郵便局に発送伝票を差し出し、受け取った伝票等は速やかに本市に提出すること。郵便局から確認事項等があった際には速やかに本市に連絡すること。

No.	利用者区分	配送先
1	060-****	札幌中央郵便局（東区北6条東1-2-1）
2	064-****	山鼻郵便局（中央区南16条西15-2-1）
3	001-****	札幌北郵便局（北区新琴似4条2丁目12-5）
4	002-****	篠路郵便局（北区篠路3条5丁目1-5）
5	007-**** 065-****	丘珠郵便局（東区丘珠町90-7）
6	003-****	札幌白石郵便局（白石区平和通7丁目南4-1）
7	004-****	厚別郵便局（厚別区厚別中央2条5丁目1-1）
8	062-****	豊平郵便局（豊平区美園3条6-3-4）
9	005-**** 061-22**	札幌南郵便局（南区真駒内泉町1-1-1）
10	063-****	札幌西郵便局（西区山の手5条1-3-1）
11	006-****	手稲郵便局（手稲区前田7条11丁目1-1）
12	061-23**	札幌市保健所（中央区大通西19丁目WEST19）

## 7 その他

(1) 受託者は、事前に請求課と十分に打合せをすること。

(2) 札幌市が取得した環境マネジメントシステムに準じ、別添「環境への配慮について」

の規定に従い環境負荷の低減に努めること。

- (3) 受託者は関係法令および役務契約約款を遵守し、誠実に業務の遂行にあたること。
- (4) 受託者はプライバシーマークを取得していること。
- (5) 受託者は業務を通じて知りえた個人情報がある場合にはその取扱に十分留意すること。
- (6) 個人情報保護については別紙「覚書」を取り交わすこととする。
- (7) 発送予定件数は上記のとおりを予定しているが、増減があった場合も契約金額は変更しない。

〔担当者〕 保健福祉局保健所感染症総合対策課 石川

住所：札幌市中央区大通西19丁目 WEST19 3F

電話：011-622-5199

## 環境への配慮について

本業務を行うにあたっては、本市が取得した環境マネジメントシステムに準じ、環境負荷低減に努めること。

- (1) 電気、水道、油、ガス等の使用にあたっては、極力節約に努めること。
- (2) ごみ減量及びリサイクルに努めること。
- (3) 両面コピーの徹底やミスコピーを減らすことで、紙の使用量を減らすよう努めること。
- (4) 自動車等を使用する場合は、できるだけ環境負荷の少ない車両を使用し、アイドリングストップの実施など環境に配慮した運転を心がけること。
- (5) 業務に係る用品等は、札幌市グリーン購入ガイドラインに従い、極力ガイドライン指定品を使用すること。
- (6) 業務に関わる従業員に対し、札幌市環境方針の理解及び業務と環境の関連について自覚を持つような研修を行うこと。
- (7) 特定業務（設備機器の運転管理、毒物または劇物の取り扱い、特別管理産業廃棄物の保管または処理業務）に従事する者は、それを遂行するために要求される十分な知識及び技能を備えていなければならない。

「HPVワクチンに関するお知らせ封入封緘等業務」に係る個人情報保護に関する覚書

札幌市（以下「委託者」という。）と〇〇（以下「受託者」という。）との間に、令和 年 月 日付けで締結した「HPV ワクチンに関するお知らせ封入封緘等業務」（以下「封入封緘等業務」という。）に係る付帯事項として、次のとおり覚書を締結する。

（目 的）

第1条 この覚書は、封入封緘等業務の処理に付随して知り得た秘密を第三者に漏らすこと並びに委託者が提供する対象者データ等の紛失、盗難等を防止するため、受託者及び当該委託業務に従事する者に対し、個人情報を保護するための必要な措置を義務づけるものとする。

（対象者データ等の授受）

第2条 対象者データ等の授受は、身分証明書を携帯のうえ、これにあたるものとする。

（対象者データ等の輸送）

第3条 対象者データ等の輸送は、汚損、破損、紛失等のないように確実に管理し、事故のないよう十分な注意を持って行わなければならない。

（対象者データ等の保管・管理）

第4条 対象者データ等は、盗難、火災並びにその他の災害に備えた確実な場所及び方法により、保管・管理を行わなければならない。本市との受け渡しを除き、事前に届け出た作業場所以外への用紙及びデータ持ち出しおよび複写・複製・目的外使用は行わないこと。

（対象者データ等の作業場所）

第5条 個人情報に係る作業（印字及び封入封緘）については同一の建物内で行うこと。

（その他）

第6条 委託者は、必要と認めた場合には、受託者に対して報告を求め、適切な措置を講ずるものとする。

本覚書の締結を証するため、本書2通を作成し、委託者、受託者双方記名押印の上各1通を所持する。

令和 年 月 日

委託者 札幌市中央区北1条西2丁目  
札幌市  
代表者 市長 秋元 克広

受託者 札幌市 区  
商号又は名称

